

標津遺跡群価値発信 CG 動画素材及び企画設計整備委託業務 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 実施の理由 本業務は史跡標津遺跡群の本質的価値への理解を広めるためのものであり、令和3年度以降制作することになる動画には、訴求力ある構成、表現や高度なCG制作技術力が必要であり、単なる価格だけで選定する方法では期待した結果を得られないことから、求める成果を得るための技術力、同種の業務実績、業務実施体制、本業務の趣旨への精通度等の諸条件を重視し、本業務にふさわしい業者を選定するため、「標津町プロポーザル方式業者選定・実施に関するガイドライン」及び本要領に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 標津遺跡群価値発信 CG 動画素材及び企画設計整備委託業務
- (2) 業務目的 標津町では、史跡標津遺跡群を中心に、根室海峡沿岸地域の文化財によって証明される地域ストーリー「鮭の聖地」の物語をコンセプトに、地域のブランディングを推進している。本業務ではストーリーの中核である標津遺跡群の本質的価値を内外に紹介する動画制作に用いるCG素材を整備すると共に、令和3年度以降に予定するCGや実写を交えた動画制作に向けた基本設計、実施設計を作成する。
- (3) 業務内容 別に定める「標津遺跡群価値発信CG動画素材及び企画設計整備委託業務 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 履行期限 令和3年2月26日（金）
- (5) 見積価格の上限額 8,140,000円（税込）

3 担当部署

標津町ポー川史跡自然公園

〒086-1602 北海道標津郡標津町字伊茶仁 2784 番地

電話・FAX：0153-82-3674 E-mail：po-gawa@shibetsutown.jp

4 公募型プロポーザル方式への参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公表日以後に本町の競争入札参加有資格事務処理要綱（昭和62年制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 標津町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年度制定）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

5 参加申込

- (1) 申込方法 期日までに所定の様式による参加申込書を提出すること。
- (2) 提出書類 参加申込書（様式）、その他必要な書類（会社概要、実績等）
- (3) 提出期限 令和2年5月18日（月） 17時（必着）
- (4) 提出方法 直接提出、郵送及び宅配便で提出を受け付ける。
※直接提出の場合は、土・日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (5) 提出先 「3 担当部署」と同じ
- (6) 参加資格の有無の通知
参加資格については、有無に関わらず各申込者に通知する。

6 企画提案書の内容

(1) 企画提案書

①様式等 様式は任意とするが、提出書類は全て A4 サイズとし、やむを得ない場合は A3 サイズを片袖折りし、A4 サイズとすることも可とする。

②内 容 次表の項目ごとに、提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。

提案項目	評価の視点	指 標
経営規模	経営規模は妥当であるか	・資本金、売上高
業務遂行力	本業務に係る業務遂行体制は妥当か	・企業の技術者数(映像クリエイター、CG 制作技術者、ドローン撮影技術者等)
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績（特に日本の古代遺跡に焦点を当てた CG 制作、動画制作業務の実績） ・CG 制作技術の技術力 ※特に自然景観を含むCG制作実績があればその画像を提示。 ・動画設計における構成力と映像制作力 ・動画基本設計に用いる絵コンテの表現力 ※WEB上で公開されている動画があればそのアドレスと、絵コンテ技術力がわかる実績例があれば提示。
精通度	日本の先史時代の住環境等、遺跡の時代の歴史的、文化的特性に理解があるか	・学術的情報を動画やCGに反映できるだけの基礎知識を備えているか（博物館や美術館系施設等との連携実績等）
業務企画提案	仕様に基づく業務の企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・動画構成たたき台案に基づく企画提案 ※仕様書記載の令和 3 年度以降に予定する動画制作費指標を踏まえた企画提案
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	・手持ち業務量
業務スケジュール	期限内に求める水準で業務を遂行できるか	・実現可能なスケジュールの提案
見積価格	コストは適正か	・提案内容に応じ、根拠のある適正な見積価格が提示されているか
追加提案	追加提案があればその内容 ※他の提案項目の内容と重複しないこと	

(2) 見積価格

見積価格は、2の(5)の見積価格の上限額内とする。また見積価格には詳細な積算内訳を添付すること。

(3) 記入上の注意事項

①企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

②企画提案書は1者1提案までとする。

7 企画提案書の提出方法

- (1) 提出方法 直接提出、郵送及び宅配便で提出を受け付ける。
※直接提出の場合は、土・日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出書類 ●企画提案書
- (3) 提出部数 企画提案書：正本1部及び副本1部
※副本はホチキス留めしないこと。
- (4) 提出期間 令和2年5月19日（火）～令和2年5月27日（水）17時（必着）
- (5) 提出先 「3 担当部署」と同じ

8 説明会について

説明会は開催しない。

9 手続き及び企画提案書の作成に関する質疑・回答

- (1) 質問の内容 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間 令和2年4月28日（火）～令和2年5月22日（金）17時（必着）
- (3) 受付場所 「3 担当部署」と同じ
- (4) 受付方法 質問書（任意様式）により、メールにて受け付ける。
- (5) 回答方法 質問者に対して、メールで回答する。また、企画提案書の提出期限まで担当部署において閲覧に供する。ただし、氏名等は公表しない。

10 審査方法等

- (1) 審査方法 アイヌ政策推進交付金事業プロポーザル選定委員会を設置し、選定委員会が審査する。
- (2) 評価項目及び評価基準 評価項目及び評価基準は次表のとおりとする。

提案項目	指 標	評価割合
経営規模	・資本金、売上高	5%
業務遂行力	・企業の技術者数(映像クリエイター、CG制作技術者、ドローン撮影技術者等)	5%
業務執行技術力	・同種・類似業務の実績（特に日本の古代遺跡に焦点を当てたCG制作、動画制作業務の実績） ・CG制作技術の技術力 ・動画設計における構成力と映像制作力 ・動画基本設計に用いる絵コンテの表現力	35%
精通度	・学術的情報を動画やCGに反映できるだけの基礎知識を備えているか	20%
業務企画提案	・動画構成たたき台案に基づく企画提案 ・追加提案があればその内容	15%
専任性	・手持ち業務量	5%
業務スケジュール	・実現可能なスケジュールの提案	5%
見積価格	・提案内容に応じ、根拠のある適正な見積価格が提示されているか	10%

(3) 選定方法

- ①最優先候補者は選定委員会の評価に基づき決定し、選定結果は参加者全員に書面にて通知する。
- ②最優先候補者と契約締結の交渉を行うが、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ③審査は書類審査を基本とするが、選定委員会において詳細の確認が必要と判断され

た場合は、「1.1 ヒアリングの実施」により、対象者に対し企画提案内容に関するヒアリングを行う。

1.1 ヒアリングの実施

- (1) 企画提案内容のヒアリングについて
選定委員会において詳細の確認が必要と判断された場合に限り、対象者に対し企画提案内容についてヒアリングを行う。
- (2) 実施予定日 令和2年6月8日（月）
※審査の進行状況により日程が変更になる場合があります。
※詳細な時間や場所については、後日対象者に対し通知する。
- (3) 実施時間 実施時間は1者につき15分提案説明、15分質疑とする。
- (4) 出席者 出席者は1者につき4名までとする。

1.2 スケジュール

内容	日程
実施手続の開始・公表	令和2年4月28日（火）
参加申込書の提出期限	令和2年5月18日（月）
参加資格確認結果通知	令和2年5月19日（火）
質問書受付期限	令和2年5月22日（金）
企画提案書提出期限	令和2年5月27日（水）
ヒアリング※必要に応じ対象者のみ	令和2年6月8日（月） ※審査の進捗に応じ前後する場合あり
審査結果の通知・公表	令和2年6月10日（水） ※審査の進捗に応じ前後する場合あり
契約締結	令和2年6月11日（木）以降 ※審査の進捗に応じ前後する場合あり

1.3 留意事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格または無効となる場合がある。
 - ①提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ②会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
 - ③審査の公平に影響を与える行為があった場合
 - ④本実施要領に違反すると認められる場合
 - ⑤広告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
 - ⑥その他、町が指示した事項に違反した場合
- (2) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する経費等は、提案者が負担するものとする。
- (4) 提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

1.4 企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書の提出後は、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、本プロポーザルの実施のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

1.5 契約に関する基本的事項

- (1) 本プロポーザルは最優先候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は、詳

細について協議の上、決定されるものとする。

(2) 契約内容が決定した場合、随意契約の方法により契約を締結する。

1.6 その他必要な事項

(1) 選定されなかった者は、審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内に、担当部署に対して書面により説明を求めることができる。この場合、担当部署は、書面を受理した日から10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。